（駅機能高度化推進室）

第八十一条の二　都市鉄道政策課に、駅機能高度化推進室を置く。

2　駅機能高度化推進室は、既存の都市鉄道その他の大都市における旅客の運送に係る鉄道等の駅の機能の高度化の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

3　（略）

（削る）

（地域交通室及び旅客運送適正化推進室並びに地域交通対策官、バス事業活性化調整官及びタクシー事業活性化調整官）

第九十一条　旅客課に、地域交通室及び旅客運送適正化推進室並びに地域交通対策官、バス事業活性化調整官及びタクシー事業活性化調整官それぞれ一人を置く。

2　地域交通室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　旅客自動車運送事業に関する地域住民の生活に必要な輸送の確保に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること（総務課及び地域交通対策官の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

3～5　（略）

6　地域交通対策官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　旅客自動車運送事業に関する地域住民の生活に必要な輸送の確保に関する特定事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。

二　自家用自動車の使用に関すること（貨物課及び地域交通室の所掌に属するものを除く。）。

7・8　（略）

（リコール監理室及び不具合情報調査推進室並びに型式指定業務指導官、完成検査業務適正化対策官、リコール業務指導官及びユーザー情報企画調整官）

第九十三条　審査・リコール課に、リコール監理室及び不具合情報調査推進室並びに型式指定業務指導官、完成検査業務適正化対策官、リコール業務指導官及びユーザー情報企画調整官それぞれ一人を置く。

2～5　（略）

6　型式指定業務指導官は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項、第七十五条の二第一項又は第七十五条の三第一項の指定を申請する者及び指定を受けた者の法令の遵守の体制の整備に関する指導並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（完成検査業務適正化対策官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

7　完成検査業務適正化対策官は、道路運送車両法第七十五条第四項の検査に係る業務の適正化に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

8・9　（略）

（駅機能高度化推進室及び輸送障害対策推進官）

第八十一条の二　都市鉄道政策課に、駅機能高度化推進室及び輸送障害対策推進官一人を置く。

2　駅機能高度化推進室は、既存の都市鉄道その他の大都市における旅客の運送に係る鉄道等（第四項において「都市鉄道等」という。）の駅の機能の高度化の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

3　（略）

4　輸送障害対策推進官は、都市鉄道等による輸送に障害を生じた場合における駅の利用者の安全の確保に関する基本的な政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

（地域交通室及び旅客運送適正化推進室並びにバス事業活性化調整官及びタクシー事業活性化調整官）

第九十一条　旅客課に、地域交通室及び旅客運送適正化推進室並びにバス事業活性化調整官及びタクシー事業活性化調整官それぞれ一人を置く。

2　地域交通室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　旅客自動車運送事業に関する地域住民の生活に必要な輸送の確保に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

3～5　（略）

（新設）

6・7　（略）

（リコール監理室及び不具合情報調査推進室並びに型式指定申請業務指導官、リコール業務指導官及びユーザー情報企画調整官）

第九十三条　審査・リコール課に、リコール監理室及び不具合情報調査推進室並びに型式指定申請業務指導官、リコール業務指導官及びユーザー情報企画調整官それぞれ一人を置く。

2～5　（略）

6　型式指定申請業務指導官は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項、第七十五条の二第一項又は第七十五条の三第一項の指定を申請する者の法令の遵守の体制の整備に関する指導及び関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

（新設）

7・8　（略）